

## 広島県告示第八百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成十八年広島県告示第五百四十三号で認可した備後圏都市計画下水道事業三原公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 施行者の名称

三原市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業三原公共下水道

### 三 事業施行期間

平成三年五月三十日から平成二十三年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

平成十八年広島県告示第五百四十三号の事業地に、三原市和田一丁目を追加する。  
使用の部分

平成十八年広島県告示第五百四十三号の事業地のうち、三原市大畑町及び糸崎町を削除し、同事業地のうち、三原市和田二丁目、小泉町、八坂町、宮浦一丁目、宮浦四丁目、宮浦五丁目、糸崎一丁目及び貝野町を追加し、同事業地のうち、三原市中之町一丁目、和田一丁目、和田三丁目、城町三丁目、西町二丁目、本町二丁目、本町三丁目、宮浦二丁目及び宮浦六丁目の事業地を変更する。